

平成21年4月1日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19830042  
 研究課題名（和文）  
 フランス移民政策の変容と社会的権利：女性 移住者による「承認」をめぐる仲介を事例に  
 研究課題名（英文） French immigration policy change and social rights : immigrant women' s mediation with a view to recognition  
 研究代表者  
 園部 裕子 (SONOBE YUKO)  
 香川大学・経済学部・講師  
 研究者番号：20452667

## 研究成果の概要：

フランスにおける移民政策と移民の社会的権利の変容を具体的事例から検討するため、西アフリカ系女性移住者の団体活動において調査を行い、社会編入の実態を分析した。すでに定住した移民住民については、住宅、就職などの社会編入などにおいて、相対的に資本が少ない西アフリカ系女性が困難を抱えており、特に一夫多妻婚世帯の女性は世帯内、受入社会の二つの側面において地位が不安定であることが分かった。さらに2000年頃以降はアフリカ大陸からヨーロッパへの「非合法」的な越境が急増しており、これら新規入国者からも滞在許可証の取得についての相談が急増し、地位の安定化のために新たな戦略が模索されていることが分かった。

## 交付額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 1,320,000 | 0       | 1,320,000 |
| 2008年度 | 1,350,000 | 405,000 | 1,755,000 |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 2,670,000 | 405,000 | 3,075,000 |

研究分野：国際移動研究

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：移民、フランス、女性、団体活動、連帯、ヨーロッパ、アフリカ、人種差別

## 1. 研究開始当初の背景

フランスの移民政策はこれまで普遍主義に基づく統合政策として行われてきたため、移民が受ける差別や社会・経済的格差の問題は、移民集団そのものを対象とするよりは、失業や進学難など社会問題を抱える地域を対象とする都市政策として行われてきた。だが90年代後半以降、肌の色や帰属にもとづ

く人種差別の存在が認識されるようになり、普遍主義的な統合政策はこれを改善するどころか放置してきたことが問題化し、「積極的差別是正措置 (discrimination positive)」が検討されるなど (G. Calvès, 2004, *La discrimination positive*, PUF) 移民と統合をめぐる地場が変容し、社会モデルの見直しが進んでいる。

他方で、植民地支配の肯定的な役割の教育を義務化する法律をめぐる議論から植民地支配の実態が再検討され (cf. P.Blanchard et al., 2003, *La République coloniale, Seuil*; 2005, *La Fracture coloniale, La Découverte*)、北・西アフリカ出身移民を指す「旧植民地出身移民 (immigration postcoloniale)」という用語も定着してきた。彼らへの差別の深刻化により、社会問題から人種問題へ争点が移行しつつあるともいわれる (D. & E. Fassin éd., 2006, *De la question sociale à la question raciale ?, La Découverte*)。

90年代以降、移民の定住の認識とともに、フランス社会と移民コミュニティを結びつける女性の役割が注目されている。とくに西・北アフリカなど旧植民地出身女性移住者が行う社会・文化的仲介と団体活動は、移民の家族の社会編入を支援するという点で、統合政策や都市政策を末端の現場で実施する行為者と位置づけられ、政府は短期雇用契約制度を設けるなど支援を行っている。だが「地域」を対象とする支援策は、政権交代や政策転換に左右される暫定的な救済措置に留まり、仲介者らは活動に対する「承認 (reconnaissance)」を求めている。仲介の役割は、受入社会における移民の地位の確立にとどまらない。アフリカ旅行や文化交流などの企画は出身文化を次世代に伝達し、植民地時代にフランス解放に参加した貢献への「承認」を求める移民の親世代と、国境を越えて親族の歴史を「つなぐ」役割をも果たしている。送出国、受入国双方で旧植民地出身者が求めているのはこの存在承認に他ならず、今日、フランスと旧植民地、特にアフリカ諸国をめぐる関係において「承認」がキーワードになっている。

## 2. 研究の目的

本研究では、女性移住者による団体活動を「承認」を求めた交渉と仲介として位置づけ、その機能の通時的・共時的変容を把握する。具体的には、パリとその郊外、また旧フランス植民地で移民送出国においても、参与観察を含めた質的調査を行う。政策の転換期にあつて、エスニシティを資源に受入社会での女性移住者の社会編入を担う行為者として、仲介は地域行政への提言を行っていいのか。これまでの調査では、団体は送出国の女性の自立支援と社会的地位の向上のため、国境を越えた支援へと活動範囲を拡大しつつあることが明らかになっており、その実態調査も本研究の目的となる。

これまでに行ってきた社会調査では、調査先団体がボランティアによる活動から、雇用契約をえて法的にも行政と連携していく過程を聞き取りや参与観察から明らかにし、福祉国家政策と移民団体の機能の変容を分析

してきた。国家との雇用関係は、同郷者の生活支援に自己実現の場を見出してきた仲介者らにとって、フランスがその活動に「承認」を与えたという象徴的意味をもつ。だがそれは不安定な救済措置にすぎず、2004年から郊外団地群の大規模再建を優先させる都市政策の方針転換により、仲介雇用契約も廃止が決定されていた。「都市暴動」後には一転、契約数の倍増が発表されたが、統合政策や都市政策は短期的、単発的な措置の積み重ねにすぎず仲介者の地位や福祉を保障するものではなく、まして「脆弱な地域」の住民が被る帰属による差別の実質的な解決には至っていない (J.Donzelot, 2006, *Quand la ville se défait, Seuil*, P.Simon, 2006, *Discriminations négatives : Pour une politique contre le délit de faciès, Mouvements : Émeutes, et après ? : 101-114*)。

こうした統合・差別対策の転換期において、三年の雇用契約を得た団体が地域行政と連携して女性移住者の自立と社会編入のための対策をどう提示し実施していくのか、関係者への聞き取りや参与観察を中心とする社会調査からその過程を明らかにし、行為者としての仲介の機能を分析する。

## 3. 研究の方法

本研究はフランスの移民政策、都市政策についてのフランス政府や関係省庁による刊行物等の一次資料、政治学、社会学など二次資料の文献研究と、質的調査による事例研究、とくに西アフリカ系女性移住者による団体活動についての参与観察とを主要な研究方法として採用する。まず、フランスの移民政策、都市政策の移り変わり、とくに移民や外国人をめぐる積極的差別是正措置の是非と社会モデルをめぐる議論についての文献調査から、フランスの福祉国家制度と社会権の変容について考察する。

それと同時に、これまでの調査で参与観察を続けてきたパリ市内の都市政策対象地区「ZUS」で活動する女性移住者団体について参与観察を行い、団体活動とその機能の通時的・共時的変容についてデータを収集する。団体活動については、これまで仲介者へのインタビューをもとに若干の現地調査を行うに留まった、移民の若者のための文化研修と人道的支援のためのアフリカ旅行、社会開発や女性の自立をめざしたプロジェクト等、女性移住者団体が移民送出国において行う活動についても、より詳細な現地調査を実施する。

## 4. 研究成果

上記のように設定した研究方法にしたがつて、文献調査を進めるとともに、現地調査を実施した。

まず文献調査については、社会学、政治学等の分野を中心に、アフリカ系移民、人種差別、「郊外」に対する都市政策、ポストコロニアル리즘をテーマとする論文を網羅的に収集し、現代フランスにおける「黒人」や「アフリカ系移民」の地位と表象を分析した。

フランスの「黒人問題」を分析した P.Ndiaye は、「黒人」と認識され差別を受けている集団には、旧植民地アフリカ諸国出身者と、フランス国籍ながら海外県出身で、肌の色により客観的に「黒人」としてカテゴリー化されるアンティール出身者がおり、後者は前者とは差異化したアイデンティティをもちながらも、フランス社会では客観的に「黒人」とみなされていることを自覚していると指摘する (P.Ndiaye, 2008, *La condition Noire. Essai sur une minorité française*, Paris : Calmann-Lévy)。

これらの「黒人」集団がフランスで受ける差別について、客観的な事例を集めるための調査が「黒人」団体連合により行われた (CRAN, 2017, *Baromètre des discriminations à l'encontre des populations noires de France. Vague 1*, Paris : TSN Sofres/CRAN)。その統計によると、フランス在住の 18 歳以上人口のうち 3.8% が「黒人」だと自覚しており、その数は約 186 万 5 千人にのぼる。調査対象者の 56% が、これまで日常生活で人種差別の被害に遭ったことがあると回答しており、公共交通機関などの公共空間で被害に遭った割合が 62% に上っていた。こうした人種差別に対して闘うために信頼できる機関としてまず市民団体、次に学校、2004 年に設立された人種差別対策のための機関 HALDE などが挙げられている。人種差別の被害者のもっとも近くで活動する団体が実効性をもっていると考えられていることが分かる。

このように人種差別や移民の社会編入を現場で担う団体の代表的なものとして、本研究が対象としている社会・文化的仲介を行う女性移住者団体がある。

団体活動における実態調査では、これまで参与観察を行ってきた西アフリカ出身女性による団体において、引き続き調査を行った。この団体で支援を受けてきた女性移住者らは、受入国での社会編入において、滞在許可証の取得と更新、人種差別、住宅探し、失業などの困難に直面している。仲介者と利用者との社会資本、文化的資本を比較すると、送出国の都市部と農村部それぞれにおいて女性の地位を決定する社会的、経済的条件 (就学率、フランス語の習得や都市生活経験など) も、移住後の受入社会における社会参加や就業などの社会編入条件に影響していることが分かった。

また、相談者の女性のなかでも、一夫多妻婚世帯の第二夫人らの地位は、世帯において

も、社会内においても不安定になりやすい。

1) 世帯内においては、フランスの居住条件の劣悪さなどから、夫や共妻との関係が悪化して夫から離婚を迫られたり、自宅を追い出されたりする例がみられるなど、第一夫人よりも若い第二夫人の地位は不安定である。

2) 加えて、1993 年以降に第二夫人への滞在許可証付与が規制されるようになったため、フランス社会における社会的、法的な地位も不安定に陥りやすい。夫がフランス国籍、あるいは滞在許可証を持っていれば子どもの地位は安定するが、母親は滞在許可証がなく、法的にはフランスに存在しないという事例もある。

女性の世帯内の地位と社会的・法的な地位は、滞在許可証の取得には一夫多妻婚の解消が必要であるため、夫が許可証の更新のために第二夫人との婚姻関係を解消する事例があるなど、密接に関連している。

以上のように、一夫多妻婚世帯の女性は、フランスでの権利行使において複合的な問題を抱えていることが分かった。

また、今回の調査では、団体が受ける相談の中に、このようにすでに定住している移民住民の社会編入に加え、2000 年以降、新たに西アフリカから陸・海路により入国した、非合法越境者からの滞在許可証をめぐる相談が急増していることが分かった。

調査先団体の事例からは、これら新規入国者の滞在許可証申請は、滞在条件を制限する新移民法のため、さらに困難になっていることも明らかになった。聞き取りからは、こうした移民政策の転換に対処するため、仲介者らが、新たに一夫多妻婚と「女性性器切除 (FGM)」を理由とした滞在資格獲得を戦略的に進めていることも明らかになった。

送出国においても女性の地位向上を妨げる要因となっているこの 2 つの課題は、「アフリカ系」女性移住者にとっての最重要課題と、仲介者らが考えているものである。受入国フランスにおいては、国家によるイデオロギー的な人権擁護、女性の権利促進政策の対象となり、送出国社会の慣習からの女性や子どもの保護、自立が目指される。この新しい戦略にどのような意味があるのかについては、今後、さらなる調査と分析を要する。

他方で、仲介者団体が送出国において実施する啓発運動に関連して、移民送出国マリおよびブルキナ・ファソの女性団体において、女性の識字教育と自立支援のプロジェクトを調査した。そこでは、識字教育の実施には、女性の生活支援と経済的な自立の手段を同時に提供することが不可欠であることが分かった。教育を受けることによる効果は短期的には分かりにくいいため、成人女性にとっては、経済活動を行うよりも教室に参加することを選択するモチベーションをもつ必要が

あるからである。

また、調査中、近年、深刻な問題となりつつある、アフリカ大陸からヨーロッパへの越境行動について聞き取りを行った。デカセギ先のセネガルから海路での越境を模索した若者への聞き取り、また IOM 等による先行研究も参照しつつ、「渡し屋」の実態について予備的な考察を行った。

90年代以降、スペイン政府が行った超過滞在者の正規化政策により、西アフリカ周辺からの越境者が急増している。これに対して、EU はアフリカ大陸との「国境」管理システムの強化、共通移民政策の模索など、これまで加盟国の主権の範囲におかれてきた移民政策の収斂がみられる。

移民送出国において、ヨーロッパ・イメージは依然として「エルドラド」としてのそれであり、危険を顧みずにヨーロッパへ渡る以外に生き延びる方法がないと考える若者がいる。このことは、受入国側で近年、非合法的に入国した超過滞在者からの相談が団体に多く寄せられる結果につながっている。

このように「アフリカ」やアフリカ出身者をめぐる出来事やニュースの増加は、フランスにおけるアフリカ系移民、黒人集団をめぐる表象にも少なからぬ影響を与えている。

このように、本研究においては、これまでの定住した移民世帯における女性の地位をめぐる交渉の実態に加え、急増する新規入国者という新たなカテゴリーの移民「志願者」の滞在をめぐる交渉、送出国での女性の地位の向上について考察を加えることができた。

以上の研究から、女性移住者の社会編入要件について分析する論文、団体を利用する相談者の地位と社会的権利についての事例分析をまとめた論文、非合法越境についての予備的な調査と考察の成果をまとめた論文を

それぞれ発表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 園部裕子、「フランスの西アフリカ系移民—夫多妻婚世帯と女性の地位—パリ市における社会・文化的仲介団体の事例から」『フランス文学』第27号、日本フランス語フランス文学会中国・四国支部、65-79頁、2009年6月1日発刊予定、査読有
- ② 園部裕子、「西アフリカの移民「志願者」による越境とEUの共通移民政策—スペイン領セウタ、メリリャ、カナリア諸島をめぐる攻防」『香川大学経済論叢』、82(4)、101-120頁、2009、査読無
- ③ 園部裕子、「「承認」を求める仲介と活動資本としての言語—フランスにおける西アフリカ出身女性仲介者の経歴分析から」、『ことばと社会 特集移民の言語1』、11、93-120頁、2008、依頼原稿・査読有

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

園部 裕子 (SONOBE YUKO)  
香川大学・経済学部・講師  
研究者番号：20452667